

食物アレルギー疾患があり、配慮や管理の必要な生徒対応のながれ

食物アレルギー状況調査票		
年 月 日		
学 校 名 (入学予定の学校名)	戸田市立	小学校 中学校
	現 年 組	

以下、質問に該当箇所へ○を付けてください。

質問1 食物アレルギーの有無について
・有 → 質問2へ
・無 → 調査終了

質問2 学校生活での対応や配慮について (医師による診断が必要)
・必要 → 学校から配付する以下の書類をご提出ください。
　　・学校生活管理指導表 (医師記入)
　　・個別取組プラン (保護者記入)
<アレルゲンとなる食材をご記入ください>

質問3 エピペン処方の有無について 【 有 · 無 】

※学校生活での食物アレルギーの対応が必要な児童生徒については、後日面談を実施します。

1 小学校への提出で回答済みの「食物アレルギー状況調査票」において

「質問1⇒有」に該当する生徒が対象です。

①学校生活管理指導表
②食物アレルギー個別取組プラン

2点を 1月30日(金) までに保護者の方が
戸田東中学校・事務室へ提出してください。

2 2月中に面談を行います。2月上旬、面談日程調整のために戸田東中学校栄養士よりお電話いたします。

※「センター方式学校給食における食物アレルギー対応内容」については、次ページをご一読ください。

3 食物アレルギーの診断を受けているが、主治医により「管理不要」との判断があった場合は、「食物アレルギー管理不要申立書」(保護者記入)を 1月30日(金) までに保護者の方が戸田東中学校・事務室へ提出してください。

(*この場合は、「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」の提出及び面談の必要はありません。)

センター方式学校給食における食物アレルギー対応内容

医師からの「学校生活管理指導表」を基に、学校の実情を考慮し、以下 A～D の方法により学校給食での対応を行う。

A 給食献立表や成分表などの配付

B 牛乳の個別停止

C 除去食

【対象】

- ・アレルゲンが「卵、乳、そば、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、くり、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）、キウイ、いくら、たらこ」の場合
※上記以外に食物アレルギーを有する生徒は対象外
- ・除去パターンは、①「卵」②「乳」③「卵・乳」の3パターンのみ。
※アレルゲンが「卵」「乳」以外も有している生徒は対象外
例：）アレルゲンが「卵」と「小麦」の生徒へは除去食が提供できない。
- ・アレルゲンとなる食品が汁物・煮物・炒め物に使用されており、調理の過程で除去が可能な場合
- ・学校配達及び加工品を除く

D 弁当持参

【対象】

- ・アレルゲンの種類が多く、予定献立の給食を食べることができないと判断される場合。
- ・アレルゲンとなる食品が給食に使用されており、調理の過程で除去が困難な場合。
- ・調味料やコンタミネーションに反応が出る場合。